

創業者カードローン当座貸越根保証 カードローンS

創業後1年未満の方にご利用いただける、カードローン形式の保証制度です。

資格要件	創業後1年未満の方（事業を営んでいない個人、または事業を営んでいない個人により設立された会社に限る）で、(1)、(2)のいずれにも該当する中小企業者 (1) 申込金融機関が今後とも創業計画に基づいて支援育成していきたい先で、償還能力があると認められ、適切にモニタリングを実施する方針の先であること (2) 本制度を含め事業者カードローン根保証及び小規模企業者カードローン根保証の利用がないこと
資金用途	運転・設備資金（事業資金）
保証限度額	50万円以上100万円
保証期間	1年間または2年間（ただし更新可能）
保証割合	責任共有対象（80%保証）
貸付金利	金融機関所定利率
返済方法	約定返済または随時返済
担保	原則として不要
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。 ※一定の要件を満たす場合に経営者保証を不要とする取り扱いが可能です。 詳細は「 経営者保証を不要とする取り扱いについて 」をご覧ください。
保証料率	年0.39%～年2.07% ※有担保割引0.1%、会計参与設置会社割引0.1%の適用あり
必要書類	・所定の申込書類一式 ・創業したことが確認できる資料： 【個人】税務署提出の開業届の写し（開業予定時期を申告するものを除く）等 【法人】商業登記簿謄本 ・創業計画書

※上記は制度の概要となります。

保証制度に関する詳細は、保証協会本所または、支所の各担当窓口までご照会ください。